

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 3 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 1 0 号 令和 3 年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 1 2 号 令和 3 年度岩国市下水道事業会計決算の認定について

認定第 1 3 号 令和 3 年度岩国市簡易水道事業会計決算の認定について

認定第 1 4 号 令和 3 年度玖西環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

以上 4 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 1 0 2 号 令和 3 年度岩国市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 1 0 3 号 令和 3 年度岩国市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

以上 2 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決及び認定をすべきものと決しました。

議案第 1 0 4 号 令和 4 年度岩国市一般会計補正予算（第 4 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 1 0 9 号 令和 4 年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 1 3 号 岩国市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 4 号 岩国市営駐車場設置条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 5 号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 6 号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 7 号 岩国市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 8 号 周陽環境整備組合の解散に関する協議について

議案第 1 1 9 号 周陽環境整備組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第 1 2 0 号 周陽環境整備組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

以上 9 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 令和3年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

土木費の道路橋りょう費の橋りょう維持費の橋りょう維持補修費に関し、

委員中から、「橋梁点検において、ドローンを活用して点検を行った実績はあるのか」との質疑があり、

当局から、「国においても、点検の効率化やコスト縮減を目的として、5年に1度行う橋梁の法定点検にドローンを用いることができるように制度改正が行われたところである。本市での使用実績としては、昨年度、コンサルタントに委託する橋梁点検の一次調査の中で、試行的に使用している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「市においてもドローンを購入したと聞いているが、橋梁点検のみならず、様々な分野でもドローンは活用できると考えるが、どのような活用方法を考えているのか」との質疑があり、

当局から、「橋梁や建物などの施設の点検、耕作放棄地の調査など、広い分野で活用できるものと考えている。特に、災害時においては、人が立ち入れない被災箇所の被災状況が把握できることにより、二次災害を防ぎながら、初動体制を整える際に大きな役割が期待できるものと考えている」との答弁がありました。

次に、土木費の住宅費の住宅管理費に関し、

委員中から、「市営住宅のみならず、一般の住宅やアパートなどでも、空き家・空き室が増加している状況と思うが、そういった民間施設を行政が活用できるよう、市と民間が連携し、家賃補助などを行う新しい制度をつくることで、収入が少ない若い世代の本市への定住対策にもつながっていくと思うが、どのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「市と不動産業者が連携し、家賃に対して一定の補助を行い、入居者を増やすことで、空き家・空き室対策を行っている事例があることは承知している。市と民間の役割をしっかりと考えながら、双方がウィン・ウィンとなるような考え方をもちて検討してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、市営住宅への外国籍の方の入居状況及び内訳並びに入居条件について質疑があり、

当局から、「令和4年7月末現在、27世帯58人の方が入居されており、その内訳は中国の方が16世帯41人、フィリピンの方が7世帯12人、韓国の方が4世帯5人となっている。入居条件としては、本市に住民登録があれば入居可能となっている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「生活文化の違いにより、様々なトラブルが生じていると聞いている。市として入居時にルールを周知徹底しているのか」との質疑があり、

当局から、「通訳などを介してルールを説明しており、内容を理解した上で入居していただいていると考えている。今後は、入居時の説明資料に関し、外国語版を作成し、しっかりルールを守って入居してもらうように、十分な説明を行っていきたい。また、市営住宅の管理事務には指定管理者制度を導入しているが、市がトラブルをめぐる情報を入手した際には、指定管理者と協議し、内容を把握した上で、入居者に対し注意、指導を行うなど、必要な対応を講じてまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。